

令和8年度ダイバーシティ推進センター事業における連携先市町村公募要領

(公募の目的)

- 1 本要領は、市町村の実情に応じて行うダイバーシティ&インクルージョン（以下「D&I」という。）に資する取組を市町村と県が共催で実施することにより、地域における D&I の推進を図ることを目的とする。

(対象となる事業)

- 2 茨城県内の市町村が実施する次に掲げるいずれかの事業を対象とする。なお、市町村の関係団体等が共催に位置付けられている場合も対象とする。
 - (1) 男女共同参画・女性活躍の推進に関する事業
 - (2) その他 D&I の推進に関する事業

(応募の要件)

- 3 ダイバーシティ推進センター（以下「センター」という。）との連携事業（以下「本事業」という。）へ応募できる市町村は以下のとおりとする。
 - (1) 令和8年4月1日現在、「いばらきダイバーシティ宣言」に登録をしている市町村または、令和8年度中に「いばらきダイバーシティ宣言」をする市町村とする。なお、応募の段階で副市町村長もしくは所属の部長の確認・了承を得ていることとする。
 - (2) 市町村は、本事業の実施により連携効果が最大化されるよう、県と協力して事業を実施するものとする。なお、本事業の成果を県内全域へ普及させることを念頭に置き、広報及び周知に努めるものとする。

(事業実施期間)

- 4 本事業の実施期間は、連携決定の日から令和9年3月31日までとする。

(申請書の作成及び提出)

- 5 本事業への応募を希望する市町村は、以下のとおり申請書を提出するものとする。
 - (1) 申請書
 - ① **【別紙様式】** ダイバーシティ推進センター事業における連携先市町村公募申請書
 - ② **【関係書類】**
 - ・ダイバーシティ推進センター事業における連携先市町村公募申請概要
 - ・申請概要に記載した内容を補完するために必要な関係書類（任意）
 - (2) 提出期限
令和8年2月13日（金）17時（必着）
 - (3) 提出先
茨城県ダイバーシティ推進センター「ぽらりす」 連携先市町村公募担当 宛て
電子メールアドレス sankaku@pref.ibaraki.lg.jp
件名：**【送付】** 連携先市町村申請書（市町村名）
 - (4) 問合せ方法
同上のメールアドレス

件名：【問合せ】 連携先市町村公募について（市町村名）

(5) 確認

電子メール受付後、本事業担当者から市町村へ連絡する。なお、土日祝日を除く5日を経過しても連絡が無い場合は、センター（電話 029-233-3982）までお問い合わせください。

(6) 申請に当たっての注意事項

- ① 申請書は、指定様式により作成すること。
- ② 申請書に不備がある場合は、審査の対象外となる場合がある。
- ③ 応募要件を満たさないものを提出した場合は、無効とする。

(ヒアリングの実施)

- 6 提出された申請書の内容について、ヒアリングを実施する。実施期日は、公募申請書提出後から令和8年2月20日（金）までの間とする。日程は、公募申請書提出後に調整する。

(連携先の選定)

- 7 提出された申請書について、以下のとおり選定を行う。

(1) 審査の観点

申請書の記載事項に基づき、連携を希望する理由、連携により見込まれる効果、その他要件等を勘案し、総合的に判断する。

(2) 審査項目

主な審査項目は以下のとおりとする。

① 事業効果の発現性

連携体制や実施方法、予算配分等の工夫により、市町村単独で実施する場合と比較して高い事業効果が期待できるか。

② 事業成果の波及性

連携先市町村のみならず、他市町村への成果の波及が期待できるか。

③ 事業効果の継続性

本事業終了後も、連携先市町村において持続的な活動として定着が見込まれるか。

(3) 審査結果の通知

選定結果については、採択・不採択に関わらず、申請者宛てに文書で通知する。なお、採択された市町村において本事業が実施できなくなった場合は、不採択となった市町村を繰り上げて採択する場合がある。その際は、事前に該当する市町村へ連絡する。

(4) 採択の取消し

本事業の実施にあたり円滑な連携が図れない場合や、申請書類に虚偽の記載があった場合は、採択を取り消すことがある。

(5) 留意事項

連携先市町村は、センターのホームページで公表する。なお、申請書及び審査内容は、非公開とする。また、審査の経過及び結果に関する問合せには回答しない。

(6) スケジュール

令和8年1月16日（金）	公募開始
2月13日（金）	公募締切
2月20日（金）	ヒアリング終了

3月上旬 連携先の選定

3月中旬 選定結果の通知

※ 追加募集を行う際には、改めて通知する。

(市町村の責務)

8 連携先市町村は、本事業の実施に当たって、次の事項を遵守するものとする。

(1) 事業の推進

連携先市町村は、本事業の企画、運営、事業成果の公表等に主体的に関わることとし、事業全般についてセンターと連携して実施する。

(2) 連携体制の構築

本事業の内容、実施方法、役割分担等については、センターと協議の上で決定し、事業効果を挙げられるよう努めること。

(3) 経費の負担

本事業に係る経費については、市町村とセンターが協議の上、分担する。なお、センターの分担割合は、総事業費の概ね50%とする。

(事業成果等の公表)

9 事業成果について公表するものとする。

(1) 公表内容

① 公表内容は、実施日、実施内容、参加者数、参加者の感想等とする。

② 公表にあたっては、あらかじめ連携先市町村の確認を得るものとする。

(2) 公表先

センターのホームページおよびSNS、広報紙等